

平成30年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年6月27日(水)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時18分	
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
			4番	小坂 貢
			6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
			10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員				
	3番	今井 正勝		
			6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
	11番	江草 栄治	12番	山内 功雄
欠席した農業委員	3番	向 靖弘	5番	伊勢村 春行
	9番	圓道 タミ子		
議事録署名委員	13番	伊勢村 正治	2番	小川 玲子
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地利用状況調査による非農地承認について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設設置に伴う農地転用について
6. その他	
7. 閉 会	

開会	事務局長	ただいまから平成30年度第3回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長より挨拶をお願いいたします。
会長挨拶	会長	(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は3番向委員、5番伊勢村委員、9番圓道委員以上3名です。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により在任委員数14名中11名でありますので過半数を超えています。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名委員選任	議長	本日の議事録署名委員を指名します。13番伊勢村委員と2番小川両委員にお願いいたします。
議案第1号	議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局は説明を願います。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。今井推進委員報告をお願いいたします。
	3番	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号3-5について報告します。場所は国道182号線小吹より県道21号線を1km、次に県道401号線を10kmいった宇賀線の途中にあります。6月27日に美田委員と調査しました。申請農地の譲渡人は高齢であり譲渡人の子供さんと同居されており耕作することが困難となったため今回贈与により譲り受け規模拡大に凶るものです。その他の農地についても福山から通作されており問題ないと思われま。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
	10番	172番地の畑は持ち主は一緒ですか？もう1件、畑の中に建物のようなものが見えるのですが農業に使用するものでしょうか？
	事務局長	172番地については譲受人の田邊和康さんの所有です。建物に見えるのは農業用倉庫です。
	2番	ほうれん草を仕分けするための建物です。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。

議案第2号	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	12番	小畠地区担当の山内です。受付番号4-4について報告します。場所は役場本庁より北西に5kmの阿下地区にあります。6月22日に若林委員と申請者であります長谷川清夫氏同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地です。第2種農地です。申請人も高齢でありまして耕作ができなくなり今回植林をされるものであります。植林をされても周辺の農地に影響がないものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	10番	現況写真を見ると稲を植えてあるように見えるのですが？
	12番	稲に見えるのは全て草です。
	1番	コウヨウザンとはどのようなものか？
	事務局長	中国南部原産のヒノキ科の常緑針葉樹で大きいものは30m以上成長するものがあるそうです。
	議長	この近郊では東城に1カ所あるようです。一時期県が推奨しようと新聞に出ておりました。他にありませんか？無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	6番	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号5-5、5-6、5-7について報告します。場所は役場豊松支所から東へ5kmほどいった有木の日の郷地区にあります。6月22日に小坂委員と申請者の内藤さん同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共

		投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です、周辺の農地や民家に影響はないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図など書類等も揃っています。許可の要件を満たしていると思います。
	議長	続きまして5-8の案件について報告をお願いします。
	12番	小畠地区担当の山内です。受付番号5-8について報告します。場所は役場本庁より南東に2kmのところにあります。6月22日に若林委員と譲受人の代理人である三和設計測量会社の赤澤氏3人で調査しました。申請のあった農地は農業振興地域から除外済みであります。譲受人は南泉寺の代表役員をされており現在利用されている駐車場が狭く苦慮されていました。申請地に新たな駐車場を造成し利用したい意向です。譲渡人も農業経営を縮小したい意向で譲られます。周辺への影響も無いものと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
		説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	4番	5-5から5-7は賃貸借ですよ。
	事務局長	売買での所有権移転です。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	続きまして、議案第4号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	14番	こういった承認を得るとどういう流れで時間的なものを含めてどのように農地から外されていくのか経過を教えてください。あと、8-112の株式会社西日本住建と所有者がなっているのですがどういういきさつなのか。8-139の小林さんは亡くなられているのではないかと年齢も足されているのではないかと。
	事務局	非農地承認を頂いた今後の日程なんですが今回は神石地区を中心に総会をかせせて頂いております。来月に三和地区を半分、再来月

		<p>に残りの半分、9月に油木地区を予定しております。これで神石、豊松、三和、油木全体の中の一部が非農地として承認して頂きます。承認してもらったらその後所有者の方にあるいは納税管理人の方に「あなたの〇〇〇番地は非農地ということでもいいですか？」という通知をします。同意をして頂けるようなら同意書を神石高原町に返してくださいという文書をつけて送ります。同意を頂いたものについては法務局、及び税務係の方へ「〇〇〇番地については非農地として承認しましたから今後は山林という課税及び法務局の方へは地目登記申請が来たら受付をしてあげて下さい」ということで法務局と税務係に通知します。その後、本人さんが地目変更登記を申請書を提出されると法務局の方から〇〇〇番地の申請があったんですけど現況はどうなってますか？写真を提出してくださいという問い合わせが町のほうへあります。現況写真を届けたら確かに山林ですねということで法務局が申請を受け付けてくれて地目変更で農地から山林へという運びで初めて農地でなくなる登記簿上。税務係へはうちのほうから地目の現況が山林ですよという届けをしますので来年1月1日から課税については現況課税ですので来年からは山林課税になっていくということです。もし同意してもらえない所有者のかたについては今まで通りの農地のままで登記簿上残るということになります。これが一連の流れです。</p>
	14番	<p>法務局からの許可どれくらいでくるのか？</p>
	事務局	<p>申請をされるのがいつかにもよるのですが昨年承認を頂いたものが未だに許可が下りてないものがあり問い合わせがあります。今、本人に通知をするのに地目変更届申請書の記載例、申請書もつけて送ってますのでよく間違っ町の方に送り返す方もいるのですが法務局の方へ申請してくださいよということもつけ加えて言っております。地目登記申請はお金は必要ありません。無料で登記ができて郵送もできますよということをつけ加えて皆さんの方へ通知しています。8-112の株式会社西日本住建のいきさつについては深くは分からないのですが農家台帳上、登記簿上所有者がこのようになっています。</p>
	14番	<p>5条申請で出てきたのが許可はしたもののそのまましてないという事があったのかなあっと。</p>
	事務局長	<p>8-139の小林さんの件ですがすでに亡くなられています。昨までの申請書は所有者名でなく申請者名になっていました。今年は亡くなられた方の名前でも所有者の方に変えさせてもらって今の名義人という形でここにあげさせてもらってます。農家台帳は年に1回住基情報と1月1日現在の固定資産税の土地台帳との情報を今</p>

		<p>年は6月6日に新しい情報にしています。エラーがたくさん出るのは亡くなったかたが経営者であるとか非住民の方が経営者であるとかエラーがたくさん出るんですけど整理が追いついてない状態でつじつまが合わない事が出ております。農家台帳になぜ亡くなった方の年齢が更新されるかということの確認は取れていません。</p>
	議 長	<p>所有者がまだ小林さんになっているんでしょう。登記が済んでないんよね？</p>
	事務局	<p>はい、そうです。</p>
	14番	<p>8-112については以前なんらかの申請が出ていたのではと思うんですけどだからこういう形になっているのではないかと。でないと西日本住建へ農地をどうぞという3条の受け渡しはないよねと思うのですが。この人が5条申請かなんかで出てきてたのを履行してないのではと推測するんですが。</p>
	事務局	<p>このことについては法務局の登記簿とか過去の申請書そういうものをチェックしていきたいと思います。</p>
	議 長	<p>先般、5月末に東京で全国農業委員会長大会をやった段階で国の方へこうしたパトロールによります非農地証明を発行したのについては先程話がありましたように非農地承認をしたデータを法務局のほうへ送付すると報告がありました。その報告書に基づいて登記官が職権において登記簿の地目変更をするような法改正をしてほしいという要請を国会議員へしております。今後法務省の方がどのような判断をするかわかりませんができるだけ簡素に早く登記簿の変更をやっていこうということでこのような要請を全国から国会へ対して要請をしたということでもう少し状況をみていきたいなというように感じます。先ほど、話がありましたようにパトロールによる非農地証明を発行したのについては原則法務局の担当が現地確認はいたしません。それ以外のものは申請に基づいて法務局の担当が現地を確認して判断するということになってはいますがパトロールでやったものは先程話をした状況で関係の農業委員会のほうへ写真又は航空写真の提供を求めてきますのでこれで確認が終わるという形をとられていますのでご承知おきを頂きたいと思います。それと先程話がありましたように申請書については郵送でも受け付けてくれるということですので記載例を関係者には送付しておりますので記載例に基づいて記入をして発送をして頂ければ大きな問題なく受け付けてくれるだろうと思いますので福山まで足を運ばなくても郵送で解決するということになりますのでできるだけそのようにご指導頂けたらと思います。今、まとめて非農地証明を発行しておりますのは県内でも世羅町と本町だけです。他はここまで手が届いて</p>

		いない状況です。福山法務局がスムーズに対応してくれておるんだろうと思います。
	4番	航空写真は新しいものですか？
	事務局	2年ほど前のものです。税務係のほうが2年ほど前に飛ばした航空写真があってそれ以外のものはもっと古かったです。ですから2年前に飛行機を飛ばしてとった航空写真が最新ですのでそれを使わせて頂いております。法務局には航空写真と現況写真2通り送らせてもらってます。
	4番	現況写真はいつのものですか？
	事務局	農地相談員が調査した時撮った写真です。
	議長	備考のところにある利用状況調査が25年、26年、27年という風にあります但其の都度でなくして証明書を発行することを前提に直近で相談員が現地を再確認をしておりますので我々が提出した写真よりかは今ここに出ている写真のほうがより新しいものが整理されておるということです。先般もやりましたのでもう1回、2回出ると1町分近いものが山に返っていくんじゃないかなという事です。
	議長	他に質問が無いようでございますので採決に移ります。 議案第4号「農地利用状況調査による非農地調査について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。報告をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当委員による現地調査を行っています。報告をお願いします。
	11番	時安、坂瀬川地区担当の江草です。受付番号7-1について報告します。場所は道の駅の東3キロくらいのところに丸沢田というのがあります。6月22日に向委員と施行業者のメディアテック一心の亀井さん同行のもと調査しました。事業者は株式会社ソフトバンクで電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業内容は携帯電話の無線基地局建設のため地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺農地への影響もないと思われ農地の所有者の同意も得ているので問題ないと思われま。

	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	10番	設置をしてどれくらいのエリアカバーできるのでしょうか。
	11番	直線で400mくらいだそうです。
	議 長	他にございませんか？無いようでしたら報告させていただきます。
	議 長	本日審議頂く議案並びに協議事項は以上ですので閉会します。
		午後2時18分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成30年7月27日</p> <p>会長</p>
		<p>13番 伊勢村委員</p>
		<p>2番 小川委員</p>